

京都海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月24日(火) 午後3時00分～4時15分
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭矢	護
副会長	八木	一弘
委 員	津田	嘉春
委 員	川崎	芳彦
委 員	狩野	安德
委 員	石倉	尚正
委 員	村岡	繁樹
委 員	益田	玲爾
委 員	吉本	秀樹

事務局 局長	井谷	匡志
--------	----	----

京都府水産事務所漁政課 課長	戸嶋	孝
----------------	----	---

主幹兼係長	宮嶋	俊明
-------	----	----

技 師	水谷	昂栄
-----	----	----

伊根町地域整備課	白須	剛
----------	----	---

4 議事事項と結果

第1号議案 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する制限措置等について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について

…川崎芳彦委員を選出した。

第3号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について

…「沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について」「クロマグロの資源管理について」及び「ミニボートの安全対策について」の3議題を提出することを議決した。

5 議事

井谷事務局長

定刻になりましたので、第3回京都海区漁業調整委員会を開催いたします。委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、また、コロナ感染症の中、御出席いただきありがとうございます。

京都府では、再び緊急事態宣言が発出され、感染者数も爆発的に増えているような苦しい状況にあります。これに伴い、再び魚の値段が安くならないかなと危惧しておりますが、前回とは違い、今回はそこまで急激には落ちてないという風には聞いています。ただ、元々良い魚が獲れていない中なので、あまり目立っていないのかもしれませんが。緊急事態宣言が続くと、魚の値段はどんどん下がっていく危険性もあり、京都府としても注意して見ていきたいと思っております。

今回も、いつものとおり人口密度を低くする為に、マイクや飛沫防止パネルを使わせていただいております。発言の際にはマイクを用いていただくよう、お願いします。

また、本日は池田委員がやむを得ない事情により欠席されており、出席委員数は9名でございます。委員会規定第6条により開催の要件は満たしておりますことを報告させていただきます。それでは、ここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は皆様ご多用の中、また事務局の方からありましたように、コロナウイルス関係で本当に現場の方でご苦労されている中、出席いただきまして本当にありがとうございます。また、事務局京都府さんには、開会にあたって、コロナ対策でいろんな形で手を打っていただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は諮問を含めた議案が3つ、報告事項が3つということで、合計6つの内容ですので、限られた時間で有益な意見交換ができるように、皆様の御協力をよろしくお願いしまして、簡単ではございますが開会の挨拶にさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。川崎委員さん、吉本委員さんよろしく申し上げます。それでは次第に従いまして進めてまいります。

まず、第1号議案でございます。「知事許可漁業における制限措置等について（諮問）」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

水谷技師

（第1号議案説明）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは京都府さんからの説明に対しまして、何か委員さんから御意見・御質問がありましたらよろしく申し上げます。

私から一点よろしいですか。調整規則では5年の許可を3年にすると、許可をもらう方は少し短くなり不利だということではなくて、むしろその短い期間の中で、積み残している課題のところを、他漁業者と京都府さんと一緒になって十分協議していくために、わざと短くしたということですね。

水谷技師

はい、そのとおりです。

葭矢会長

5年なのに、3年になると、許可をもらう方は、少し不利な感じはしたのですが、そういう訳ではない。

水谷技師

はい。あくまで、3年間は今回だけの措置と考えております。この3年間の中で模索していこうというところがございます。

葭矢会長

はい、わかりました。そのほかに何かございませんか。

八木委員

認可がでていいるのは、何件くらいありますか。

水谷技師

現在京都府で認可が出ている漁業許可はありません。全て許可として出しております。

八木委員 はい、了解しました。

葭矢会長 その他どうでしょうか。よろしいですか。特にこれ以上御発言がないということであれば、本議案につきましては特に問題がないということで、京都府知事のほうに、原案には異議がない旨、答申をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

葭矢会長 ありがとうございます。異議がない旨の答申をさせていただきたいと思います。

 それでは、第2号議案、「広域漁業調整委員会委員の選出について」を審議させていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

戸嶋課長 第2号議案説明。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明等について何か御意見・御質問等がありましたらよろしくお願いいいたします。5月20日の委員会では、過去底びき関係の漁業に従事されていた川崎さんに、前任者の岡田さんを引継ぎ、広域漁調委の委員になっていただきました。この任期も9月30日で満了になり、新たに選び直さなければならないということです。どうでしょうか、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

八木委員 継続でどうでしょうか。

葭矢会長 それでは、広域漁調委につきましては今後、ズワイガニなどの底びき関係の議題も出てくると考えられますので、川崎委員さんにこれからも幅広い見識で本委員会を代表して御発言いただきたいということで、広域漁調委の委員をお願いしてよろしいでしょうか。川崎さん、御了解いただけますでしょうか。

川崎委員 引き続き、受けさせていただきたいと思います。皆さん今後ともよろしくお願いします。

葭矢会長 ありがとうございます。川崎委員さんに御了解いただきましたので、引き続き本委員会から、川崎委員さんに広域漁調委の委員さんになっていただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

葭矢会長 それでは、異議なしということですので、川崎委員さん引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、第3号議案に移らせていただきます。第3号議案の「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について」を審議させていただきます。事務局から説明をお願いします。

戸嶋課長 第3号議案説明。

葭矢会長 ただ今の説明につきまして御意見・御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

一点確認よろしいですか。まぐろのはえ縄の承認制ですが、これは京都府だけの問題はなく、他県にもそういう問題があるのですか。そのあたりの説明を併せてして頂きたいと思います。

戸嶋課長 実際に自県に住所のある漁業者の方、漁業経営の方が、自県以外の所で操業するという事例につきましては、他の県でも認められております。近畿の方では、兵庫県などがそれにあたっておまして、兵庫県は基本的には瀬戸内海、日本海の方2つ海区があるわけですけど、そこで操業するのではなくて、実際の操業は、太平洋の方で行っている漁業者の方がおられます。兵庫県でも京都府と同じように、特にクロマグロ管理につきましては、なかなか苦慮されている模様でして、京都府と同じように、太平洋で獲っているにも関わらず、自県のTAC配分量から配分せ

ざるをえないというような状況になっていうということです。

葭矢会長

ありがとうございました。

八木委員

属人管理は他県もそういうこととすると、全国まとめて属人管理は国でやってくれと言う要望については、皆さん賛成するのでは。

戸嶋課長

たぶん、どこの県も同じように国でやってくれと要望をする形になると思います。ただ、国のほうが基本的に都道府県のほうで管理せよという制度になっており、今のところこの制度を変える形にはなっていないという状況です。ただ、県でなかなか管理できないという実状がある以上、この実状を勘案していただき、例えばTACの配分量を都道府県の配分量から出すのではなく、国のほうが持つ留保から出すというような対応をして頂きたいなということで、要望したいと考えております。

八木委員

水揚予定地を基に、属地管理にするような連携はとれないのですか。

戸嶋課長

できれば京都府だけでなく他県と連携していきたいと思っております。今のところ兵庫県なり他の県が要望を出すかどうかにつきましては未定ですが、京都府としては、事例を示しながら、他県でも出していただけるような形でできればありがたいかなと思っております。

八木委員

属人管理なんて出来ないと思う。そうすると属地管理となることは、水産庁だってわかっているはずだ。

葭矢会長

この要望もそういうことをしてもらいたいと言う趣旨ですので、あとの問題は他の県がどこまで歩調あわせて汲み上げてくれるかというところだと思います。今回、日本海ブロックは京都府が事務局になっているのですね。

戸嶋課長

はい、そうです。今、要望を照会している最中ですので、これから各県から要望があがってきて、京都府で取りまとめるという流れになります。

葭矢会長

難しい問題だとは思いますが。まぐろ漁業は経営上も非常に重要な問題なので、そのあたり要望活用を上手にやっていたくようお願いしたいと思います。

戸嶋課長

わかりました。

葭矢会長

あと、まき網の関係と、ミニボートの関係については、一応、京都海区の要望としてあげていきたいと思います。本当は去年の要望への水産庁の回答を踏まえて内容を変えないといけないのですが、スケジュール的にそれが難しい。見切り発車的にはなっていますが、まぐろについてはかなり内容変えています。まき網とミニボートについては経常的な話ですので、このままあげていくというのが、一つの手なのかなと。今後、会長と事務局で調整させていただき、趣旨は変えずに文言は若干変えさせていただくこともあろうかと思いますが、そのあたり一任させて頂きたいなと思います。

それでは、この3つの議案で異議ないということでしょうか。

委員

異議なし。

葭矢会長

はい、それでは異議がないということですので、この内容で提出し、その結果につきましては次回以降の委員会で報告させていただきたいと思います。以上議案は終了しました。

次からは報告事項になります。順番に京都府、事務局のから報告願いたいと思います。よろしく願います。

水谷技師

報告事項1説明。

葭矢会長

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

八木委員

今、京都府下で漁船建造許可申請を出す船があるのですか。

水谷技師

漁船の建造許可は、基本的には定置船が多いです。ただ、こういった許可の今後はどうなるかわかりません。また、漁船の建造許可を受けてない、単純に漁船を譲受する、そういった予定がない場合でも、あくまで起業の認可の申請は可能であり、実際にその起業の認可に基づいて、許可を受ける、許可申請をするかは別であります。つまり、漁船の建造の許可を受けている、受けていないにかかわらず、起業の認可を受けることができます。実際に、起業の認可に基づく許可の申請は、譲受なりによって漁船登録を受けてからという流れになります。

八木委員

いや、そうではなく、起業の認可時に、船の入手に関する添付書類が必要ではないかということです。古い船を探している場合はともかく、新しい船を買うなら、買う業者から購入予定書のようなものを添付させられないか。そうでなければ誰でも起業の認可をして、10ヶ月たったらまた延長、また延長、何年くらい延長するかわからない。やはり、その辺りをきっちり決めておかないといけない。起業の認可の申請には、漁船を新造で購入する場合はその見積書の添付とか、古い船を買う場合ならどこで探しているのか等が必要ではないか。誰でも認可の枠とりをしていこうとなると、早くやりたい人、造船あるいは船を購入計画のある人が、認可申請できなくなるのでは。

葭矢会長

ありがとうございます。確かに八木委員さんの懸念は否定できません。だからこそ、おそらくこの取扱方針のなかできちっと精査していきましょと。延長は基本的には、知事がやむを得ない理由があると認めた時という形になりますので、そのあたり新たに方針を作って、本当にやりたい人に、許可が渡るようにという趣旨でおそらく

これ作られていると思いますので、それをちょっと教えていただけますか。

水谷技師

もう既に船のあるやりたい人が、その起業の認可のせいで許可を受けられないということがないようにしたい一方で、申請期間を設定したことによって、単純に漁船の調達のタイミングのために申請ができなかったというようなことも、許可の担当としては危惧しております。また、起業の認可の期間を延長、また延長ということがないように、まず基本的には10ヶ月の間に調達してください。知事がやむを得ない期間と認める場合につきましては、まだここについては精査が必要かなとは思いますが、一応国の方もこういった場合も示しておりますので、そこも参考にしながら、特に具体的な理由もなく、ただ間に合わなかったからということで延長ということは認めない方向で進めていきたいと思っております。また、船を調達できるかどうかにつきましても、認可の申請の添付書類のなかで、確認をしていきたいと考えております。実際に認可をするにあたり、どういった船を調達して申請をする予定なのかというところを、例えば漁船のトン数、サイズですとか、どういう要件の船かといったところは認可の段階でもしっかりと明示して頂こうと考えておりますので、そういった所でも、特に予定もなく、とりあえず認可を受けようというものは、ある程度除外ができるのかなと考えております。

葭矢会長

はい、ありがとうございます。

八木委員

きちんと支障のないようにしてください。

葭矢会長

ちなみに取扱方針は委員会へ諮問するのですか。

水谷技師

この取扱方針自体は、許可庁である水産事務所で定めるものになります。あくまで、今回は報告事項ということで御意見をお伺いして、その意見も踏まえ、よりよい取扱方針を水産事務所として定めるというかたちになります。

葎矢会長

その他何かございませんか。なければ、次の報告事項お願いいたします。

戸嶋課長

報告事項 2 説明。

葎矢会長

はい、ありがとうございます。ただ今のマグロに関する報告につきまして、御意見・御質問ございましたら、よろしくをお願いします。

川崎委員

先月、日本海九州広域漁業調整委員会にリモートで出席しました。この話は簡単には収まらないようです。スポーツフィッシングクラブの説明では、魚釣りに係る年間の経済効果は 2 兆円であり、邪険に扱わないで欲しいとのこと。1 人 100 万円や 200 万円をかけて 1 匹のマグロを釣りに来る人もあるとのこと。一方、石川県では 30 キロ以上のマグロを 1 人で 1 日に 12 本も釣って帰る事例もあり、これは許せないというような話も聞かせてもらいました。

マグロを釣りに 1 年待ちとか、そういうくらいの人気があるみたいです。ということは、まだまだマグロを釣りに行く遊漁船は増えると思います。増えたらもっと遊漁船とのすりあわせが大切だと思います。これらをゆっくり考えて審議してもらえたらありがたいです。以上です。

葎矢会長

はい、川崎委員ありがとうございます。遊漁者団体のほうから、経済効果がでましたけど、漁業の経済効果はもっと大きいはずですよ。まあ、そんな議論しても仕方ないので、やはり生業でやっておられる漁業者の尊重というのは、日本国民の中であってしかるべきだと思います。遊漁者の代表の方も、もう少しそのあたりを踏まえて御議論いただけたらと思いますが、難しいですね。遊漁の関係は。今、苦肉の策として委員会指示を広域漁調委として出していますが、指示に違反したらどうなるのですか。

川崎委員

ありません。

菟矢会長 ないのですね、確かね。

川崎委員 漁業者大変です。

菟矢会長 ただ、遊ぶ側の自由という議論が出てくる可能性があります。だから、お互い歩みよるところでやっていかないと、ずっと解決しないことになります。あくまで委員会指示という形で、落とすどころになっていますので、そのあたりは状況を情報収集しながらどのような対応をしていくのを考えたらと思っています。

狩野委員 遊漁船というのは、クロマグロの魚道を変えるような大きな船の遊漁船もあります。それがどの海域まで入ってくるのかということが、今後の問題になってくると思います。今、マグロが増えていますので、大量に沿岸の方に近づいてきて、しかもそれなりに効率よく釣れる状況になっています。それが今後の問題だろうということになってくると思います。

水谷技師 先ほど委員会指示、広域委員会指示の裏付け命令に違反はないのかと、罰則はないのかという話でしたが、委員会指示自体には違反しても罰則はありませんが、その上で農林水産大臣から発出される裏付け命令、こちらに違反した時には罰則があります。漁業法のほうで、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、又は拘留もしくは科料、というような規定がありますので、その農林水産大臣の裏付け命令が出されてから初めて法的な拘束力が生じてくるというような制度になっております。

菟矢会長 わかりました。制度上は一応懲役1年以下、50万円の罰金ということだそうです。罰則については委員会指示ですので、農林水産大臣の命令に違反したといっても厳しい罰則を設けるのは難しいとは思いますが。ただあまりにも軽すぎて、それだったら払ってでもやるというような人が出てこないようにはしていただきたいと思います。他になにかございませんか。それでは次の報告に移らせ

て頂きます。よろしくお願いいたします。

戸嶋課長

報告事項3説明

葭矢会長

はい、ありがとうございます。今の説明につきましてなにか御質問ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。これ、黒崎とこれ2つですね、それ以外のところは変わってないのですね。条件としては全く変わってないということですね。

戸嶋課長

その黒崎と浦島礁以外は現行どおりというかたちになります。

村岡委員

浦島礁が8時からでは、はえ縄は何時に出なければならぬのだろう。夜中2時か3時頃かな。8時までに終了するのなら、漁業者はよく辛抱したと思う。前は10時からだったから、2時間の差は大きいと思う。漁業者の立場からは少しさみしい感じがします。残念です。

葭矢会長

私は、立ち会いとして最後に参加させていただきました。2時間は大きいですね。長い時間掛けて調整されますので、御苦勞も色々あったかと思います。漁業者、また遊漁船業者、色々御配慮いただいた結果であると思います。ただ、遊漁船業者も、これを踏まえて資源管理・つくり育てる漁業にしっかり協力していただくよう御理解いただきたいと思います。漁業者側や京都府さんのほうからも御指導願いただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

他に御質問ご発言がないので、以上で報告事項を終了いたしますが、その他、事務局のほうから何かありましたらよろしくお願いいたします。

戸嶋課長

特にございません。

葭矢会長

なければこれで委員会を終了したいと思います。みなさまお疲れ様でした。

【閉 会 午後 4 : 15】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員